２０２１年１月２２日

瀬戸市長　　　伊藤　保德　殿

瀬戸市教育長　横山　彰 殿

瀬戸市教職員労働組合

執行委員長　　甲斐　雄彦

〈連絡先〉瀬戸市八幡町455番地

　幡山東小学校気付

TEL0561-82-4404

緊急事態宣言発令にあたっての学校における新型コロナウイルス感染症対策に関する緊急要請書

　１月１４日、愛知県教委は、新型コロナウイルス感染に伴う緊急事態宣言を受けた学校現場での感染防止策をまとめ、各市町村の教育委員会に通知しました。

　各学校では、感染防止対策をおこないながら、一人ひとりの子どもたちを受け止め、教育活動をすすめています。学校において必要な感染防止対策をおこないながら、一人ひとりの子どもたちの成長・発達を保障するためには多くの課題があります。教職員が感染拡大の起点とならないよう対策をとることは急務です。

　以上の観点から、下記の事項を緊急に要請します。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　記

1. 休校および学校再開の要請・指示については、瀬戸市が、児童生徒や地域の実態を

　ふまえ、主体的に検討し判断するものであることを明らかにすること。緊急な対応が

　求められる場合にあっても、必要な連絡体制を確立するなど、ていねいな対応をおこ

　なうこと。

1. 瀬戸市が休校を要請・指示する場合に、子どもたちの居場所を確保するなど必要な

　対応をおこなうこと。

　① 保護者が安心して休業できるよう、休校や分散登校にともなう休業補償を国が責任

　　を持って十分におこなうよう要請すること。

　② 子どもが安全に過ごすことのできる施設等を周知すること。生活が困難な子どもや

　 虐待の恐れのある子どもについて、家庭や学校・児童相談所等の関係機関との連絡体

　 制を確立すること。

３．学校における感染拡大を防止するために必要な条件整備をおこなうとともに、必要

な財政措置を国に要請すること。

　① すべての学校・学年で 20 人以下での少人数授業が可能となるよう、必要な加配教

員を追加配置すること。特別支援学校や特別支援学級において通常時の半数以下での

授業が可能となるよう加配教員を追加配置すること。

　② すべての学校に必要な学習指導員、スクール・サポート・スタッフ、ＩＣＴアドバ

イザー、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等を大規模追加配置す

ること。

　③ 学校で児童生徒や教職員の感染者等が発生した場合などにおいて、必要なすべての

子どもがＰＣＲ検査を受けることができるようにすること。

 ④ 必要な学校に養護教諭の複数配置をおこなうこと。医療的ケアを必要とする児童生

徒のための医療スタッフを配置・増員し、必要な物品を確保すること。

４．各学校の子どもの実態をふまえた教育課程編成を尊重すること。

 ① 休校による授業時数不足を予想した過重な授業時数設定とならないようにするめに、必要な支援をおこなうこと。

 ② 休校措置により計画された授業時数が確保できない場合でも、次年度において標準

授業時数を超えて授業時数を確保する必要はなく、各学校で弾力的に対応するもの であることを徹底すること。「次学年又は次々学年に移して教育課程を編成する」こ とを含む「次年度以降を見通した教育課程編成」を可能としたこと（2020 年 5 月 15 日文科省通知）については、「特例的な対応」とするのでなく、各学校と子どもたち の実態をふまえた柔軟な対応として可能であると周知徹底すること。

 ③ 2021 年度全国学力・学習状況調査は中止すること。

５．教職員の感染を防止するために必要な条件整備をいっそうすすめるとともに、必要 な財政措置等をおこなうこと。

 ① 職員室等における勤務について、概ね２ｍの距離を確保できるようにすること など、「３つの密」を防ぐ手立てを確立するために、各学校の実状を把握し必要な財 政措置をおこなうこと。

 ② すべての教職員のＰＣＲ検査体制をただちに確立し、随時必要な検査を受けること ができるようにすること。

 ③ 可能な限り教職員の在宅勤務・自宅での研修等が可能となるようにすること。とり わけ、妊娠中の教職員や基礎疾患を持っている教職員の在宅勤務が可能となるよう な体制を確立すること。

 ④ 労働安全衛生法にもとづき、感染防止対策を具体化すること。

 ⑤ 公務上及び通勤途上で発生した新型コロナウイルス感染症が「公務上の災害」とな

　るこを周知し、感染した場合、公務災害認定申請を行うよう徹底すること。教職員 が

　感染し、感染経路が特定されない場合であっても、「医療従事者等」と同じように 「公

　務外で感染したことが明らかである場合を除き、原則として公務上の災害」として取

　り扱うこと。

 ⑥ 休校措置をとった場合においても、臨時・非常勤教職員の身分・賃金の保障と継続

　 雇用おこなうこと。

 ⑦ 感染防止の観点からも、長時間過密労働を解消すること。部活動での感染防止対策

　を徹底するとともに、当面、活動を縮小するよう指導すること。いっそうの長時間労

　働をまねく恐れのある「1 年単位の変形労働時間制」を導入しないこと。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　以上